

受付番号:

令和 年 月 日 ←提出日に記入

記入方法

公益財団法人 和歌山県農業公社 代表理事理事長 様

農地中間管理権設定申込書 兼 口座振込依頼書
(農地中間管理事業利用申込書)

住所、氏名及び電話番号を確認の上、
押印をお願いします。

〒	—
住所:	
氏名 (法人の場合は名称)	土地所有者
電話番号	
携帯番号	

印

私は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理事業を利用したいので、別紙の農用地について、下記事項に同意の上、申し込みいたします。

記

1. 申し込み農用地の取扱等

- (1) 私の農用地の貸出先は、農業公社に一任します。
- (2) 農用地を現況確認するための現地調査に協力します。
- (3) 貸出先が確定するまでの間、自身の責任において管理を行います。

2. その他

- (1) 貸出先が見つからない場合があることについて、了承致します。
- (2) 相当の期間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行う見込みがないと認められるときは、当該農地中間管理権に係る契約を解除する場合があることを了承致します。

3. 貸し出しを希望する農地 (別紙のとおり)

4. 下記の通り、賃借料の口座振込を希望します。

金融機関名		支店名 (支所名)	
口座種類	普通・総合 ()	口座番号※ (右つめ)	
フリガナ	「賃貸借」の場合のみ、賃借料の振込先を記入してください。		
口座名義人	「使用貸借」の場合は記入しないでください。		
※ゆうちょ銀行の場合の注意事項			
ゆうちょ銀行の場合のみ、口座番号については通帳番号の末尾の「1」を除く振込用の口座番号を記入してください。			
【例1】 通帳番号 (8桁) : 1 2 3 4 5 6 7 1 の場合 → 口座番号 : 1 2 3 4 5 6 7 を記入			
【例2】 通帳番号 (7桁) : 1 2 3 4 5 6 1 の場合 → 口座番号 : 1 2 3 4 5 6 を記入			

5. 機構関連事業に対する説明

契約年数 15年以上の場合、チェック欄にチェックをお願いします。

チェック欄

15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の土地改良事業 (同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。) が行われることがあることを了承致します。

(様式第2号)

農地中間管理事業利用に係る個人情報並びに農地情報の取扱いに関する同意書

公益財団法人 和歌山県農業公社
代表理事理事長 様

私は、貴農業公社の農地中間管理事業を利用するに当たり、個人情報並びに農地情報の取扱いに関し、下記のとおり同意します。

記

1. 個人情報

- (1) 農地中間管理事業の可否を判断するに当たり、事前調査として市町や市町農業委員会などに対し、農地基本台帳等の情報提供を受けること。
- (2) 上記(1)のほか、登記事項証明書等添付資料に含まれる個人情報については、農地中間管理事業においてのみ使用するものであること。
- (3) 農地中間管理事業の手続きのために収集・利用した個人情報については、本人及び農地中間管理権の設定を行う市町の求めに対してのみ開示するものであること。

令和 年 月 日

⇨提出日に記入

住所：

氏名： 土地所有者

印

↑

住所、氏名及び電話番号を確認の上、
押印をお願いします。

(様式第3号)

受付番号:

令和 年 月 日 提出日に記入

受け手→農業公社

公益財団法人 和歌山県農業公社 代表理事理事長 様

記入方法

賃借権の設定等申込書 (農地中間管理事業利用申込書)

住所、氏名及び電話番号を確認の上、
⇒ 押印をお願いします。

〒	-
住所:	
氏名(法人の場合は名称)	
耕作者	印
電話番号	
携帯番号	

私は、農用地利用集積等促進計画による賃借権の設定等を受けたいので、別紙の農用地について、下記事項に同意の上、申し込みます。

記

1. 借り受けを希望する農用地の内容等
別紙のとおり

2. その他

(1) 利用状況の報告

農用地等の利用状況報告書の提出を求められた場合は期日以内に報告を行います。

(2) 賃借権等の解除

次のいずれかに借受希望者(受け手)が該当するときは、和歌山県農業公社は和歌山県知事の承認を受けて、設定した賃借権等を解除することがあることについて了承致します。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき

イ 正当な理由がなく定められた期日より1年以内に賃借料を支払わないとき等、信義に反した行為をしたとき。

ウ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

エ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。

オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(3) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、その終了の日までに、当該土地を原状に回復して返還します。

農地の借受希望申出書

申込年月日 令和 年 月 日

記入方法
月 日

1 借受希望者の概要

(1) 氏名 (法人・代表者名)	(ふりがな)						
	耕作者		生年月日： 年 月 日	年齢： 年 才			
(2) 住所 (法人所在地)	(〒 -)						
	府県		市町村				
(3) 連絡先 (電話番号・FAX)	TEL：		携帯：				
	FAX：						
(4) 担い手の区分 (該当に○をつけて下さい)	認定農業者(個人・法人)		基本構想水準到達者				
	認定新規就農者(認定就農者含む)		その他利用者				
	新規参入者(企業参入含む)						
(5) 現在の面積・栽培品目 (新規参入者は記入不要)	自己所有地		借受地		農作業受託		
	面積	m ²	面積	m ²	面積	m ²	
	品目①		品目②		品目③		その他
	面積	m ²	面積	m ²	面積	m ²	面積
		自己所有地面積、借受面積を記入してください。					
		経営品目及び品目別面積を記入してください。					
(6) 農業従事年数 (雇用就農も含む)	(〇〇 年 月) ※新規参入者は、記入不要						
(7) 農業研修実績	※新規参入者で農業研修実績等がある場合は記入して下さい。 農業研修実績等あれば記入してください。 研修先 () 年数 (年) 品目 ()						

2 借受希望農地等の内容

(1) 希望する農用地の 所在地	① 紀の川市 今回、借受する所在地を記入してください。	
	② 紀の川市	
	③ 紀の川市	
(2) 借受希望農地の 種別・面積	① 種別 水田、普通畑、	面積 種別ごとの m ²
	② 種別 果樹園等を記	面積 面積を記入し m ²
	③ 種別 入してください。	面積 てください。 m ²
(3) 栽培希望品目	栽培希望品目(水稻、柿、桃等)を記入してください	
(4) 借受希望期間	(〇〇 年)	
(5) 借受理由	・規模 大 ・農地の集約化 ・新規就農 ・その他(理由：)	
(6) その他希望事項	その他希望事項があれば、記入してください。(例：有機栽培を希望、ハウス設置を希望など)	

(様式第4号)

第1-1 賃借権又は使用貸借による権利の設定関係

【一括方式】

公告年月日 令和 年 月 日

1 各筆明細

整理号	権利を設定する者の氏名又は名称及び住所 (甲)			(氏名又は名称) 土地所有者			(住所) 住所					
	権利の設定を受ける者兼転貸を行う者の氏名又は名称及び住所 (乙)			(氏名又は名称) 公益財団法人 和歌山県農業公社 代表理事 理事長			(住所) 和歌山市茶屋ノ丁2-1					
	転貸を受ける者の氏名又は名称及び住所 (丙)			(氏名又は名称) 耕作者			(住所) 住所					
権利を設定する土地 (A)						設定する権利 (B)						備考
所在地				現況地目	面積 (㎡)	種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃 (円)	借賃の支払方法	
市町村	大字	字	地番									
紀の川市	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	田又は畑 田又は畑 田又は畑	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	賃借権 又は 使用貸借	水田 普通畑 果樹園		〇年 又は 〇年〇月 〇日まで	〇円		

- (記載注意) (1) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別業とする。
- (2) (A) 欄は、市町村大字別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には実測面積を () 書きで下段に2段書きする。また、1筆の一部について権利が設定される場合には、権利を設定する実測面積を () 書きで下段に2段書きするとともに、当該部分を特定することのできる図面を添付する。
- (4) (B) 欄の「種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容」は、賃借権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が賃借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、「口座振替」あるいは「口座振込」を原則とする。但しやむを得ない場合はこの限りではない。

この計画に同意する。

権利を設定する者(甲)

住 所 (同上)

土地所有者(氏名のみ)

印

権利を設定する者以外の者で権利を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者

住 所

権利を設定する者以外の者(住所 氏名)

印



1/2 を超える同意が必要

転賃を受ける者(丙)

住 所 (同上)

耕 作 者(氏名のみ)

印

※「個人」の場合

記入方法

【添付書類】

権利設定等を受ける者の農業経営の状況等
(個人)

整理番号	氏名又は名称		耕作者		年齢	〇〇	農作業従事日数	〇〇〇 日		
権利設定等を受ける土地の面積 (A) m ²	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²		権利設定等を受ける者の主たる経営品目 (C)	権利設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			権利設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)		権利設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)	
	農地	採草放牧地		世帯員	農業従事者	雇用労働力 (年間延べ労働日数)	種類	数量	種類	数量
農地	今回権利設定する面積	農地	現在の経営面積	主たる経営品目	〇 人	主たる従事者	〇 人	〇〇 人日	所有する 主な農機具	台数
採草放牧地		採草放牧地		〇 人	主として農業に従事する者	〇 人				
その他				〇 人	従として農業に従事する者	〇 人				
農作業に従事する者の配置の状況 (G)							権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)			
市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等								
<p>(A) 欄(B) 欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合のみ記載</p>										

- (記載注意) (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等(以下「本書類」という。)は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画書(以下「促進計画」という。)中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る促進計画に複数の権利設定等がある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供されることが適当な土地の別にその面積を記載する。
また、(A) 欄及び(B) 欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別の合計面積を括弧書きで記載する。
- (3) (C) 欄は、主たる経営品目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) (D) 欄の「主たる従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上(自家農業労働日数が年間おおむね150日に達する者がいない場合は、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事する者)を、「その他の従事者」とは、主たる従事者以外でその農作業に従事する者をいう。
- (5) (G) 欄の「農作業に従事する者の配置の状況」については、(A) 欄及び(B) 欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合のみ記載(市町村別の状況を記載)する(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。)。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載する。
- (6) 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は、別紙に記載し、添付する。

(別紙)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等の申告書

記入方法

権利の設定（移転）を受ける者の氏名又は名称：

耕作者氏名

◇事業の申込み時点において、過去3年間、下記の項目に違反が有る場合（もしくは措置・中止の命令を受けている場合）は☑を記入してください。違反がない場合は記入不要です。

○農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反有り
許可無く違法に農地を借りて耕作していませんか？ ①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	<input type="checkbox"/>
無断で農地転用していませんか？ ②第4条（農地の転用の制限） ③第5条（農地又は採草放牧地のための権利移動の制限）	<input type="checkbox"/>
所有農地を荒らしていることで市町村長から支障の除去等の措置命令を受けていませんか？ ④第42条（措置命令）	<input type="checkbox"/>
違反転用を行い、かつ原状回復等の措置を県知事等から命じられていませんか？ ⑤第51条（違反転用に対する処分）	<input type="checkbox"/>

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反有り
農用地区域内において違法に開発行為を行っていませんか？また違法な開発行為により、県知事等から開発行為の中止を命じられていませんか？ ①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限） ②第15条の3（監督処分）	<input type="checkbox"/>

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象となる規定	違反有り
品種登録を受けている品種について、違法に育成などを行っていませんか？ ①第20条及び第25条参照（育成者権又は専用利用権の侵害）	<input type="checkbox"/>

(4) 農業取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反有り
使用禁止の農業を違法に使っていませんか？ ①第24条（使用の禁止）	<input type="checkbox"/>